

協 議 事 項 説 明 書

(1) 報告事項

報告第 1 号 令和 5 年度自動運転実証調査事業について

資料 2 「令和 5 年度帯広市自動運転実証調査事業概要（案）」をご覧ください。

今年度、国土交通省「地域公共交通確保維持改善事業（自動運転実証調査事業）」に帯広市を代表団体とするコンソーシアムが申請を行い、採択を受けました。

今年度は、自動運転に対する社会受容性を高めるため、おびひろ氷まつり期間中、会場周辺において多くの来場者が乗車体験することができるよう実証運行を行う予定です。

また、併せて、市内バス路線網の最適化やデマンド交通と組み合わせたラストワンマイル運行などへの自動運転の活用について検討するため、次年度以降も自動運転実証運行を継続して実施していく考えです。

(2) 協議事項

議案第 1 号 帯広市地域公共交通活性化協議会分科会の設置について

資料 3 「帯広市地域公共交通活性化協議会 分科会設置について」及び資料 4 「帯広市地域公共交通活性化協議会分科会設置要綱」をご覧ください。

前回（7 月 21 日実施）の協議会において、帯広市地域公共交通計画（以下「計画」とします。）に掲げる各施策の具体的な取組について検討・協議するための分科会を設置し、計画の推進を図っていくことを確認しております。

計画の推進にあたり、「市内交通ネットワークの再編及び利便性向上」は重要なテーマの一つですが、実施に向けては、交通事業者を中心とした取組の方向性の確認、及び具体的な取組内容等に関する協議・調整が必要と考えられます。

このため、計画に掲げる施策のうち「市内交通ネットワークの再編及び利便性向上」に関わりの深い、資料記載の 4 施策の推進に向けた調査研究及び検討・実施について協議を行う分科会である「路線網再編分科会」を設置したいと考えております。

構成員については、協議会会長の指名により決定することとし、委員として路線バス事業者である十勝バス株式会社、北海道拓殖バス株式会社と、帯広運輸支局、十勝総合振興局を指名させていただくとともに、オブザーバーとして北海道大学 岸教授にご参加いただきたいと考えております。また、協議内容により、大正交通有限会社、毎日交通株式会社、十勝地区ハイヤー協会、北海道旅客鉄道株式会社などの協議会委員に出席いただくほか、必要に応じて、協議会構成員以

外からの出席も可能としたいと考えております。

協議事項は、市内公共交通網の再編及び乗継に関することを中心として、交通計画の推進にあたり協議・検討が必要なことを協議することを想定しております。

協議会を含む分科会のスケジュール（案）については資料記載のとおりとなっております。

第1回分科会は12月22日（金）の開催を予定しており、参加者から現状の交通課題について情報共有いただくほか、令和5年8月に十勝バス株式会社において実施したダイヤ改正に伴う減便・路線廃止の影響や今後の対応に関すること、及び今後の分科会の進め方などについての協議を想定しております。

第2回分科会は来年1月下旬の開催を予定しており、市内バス路線網の再編検討及び市内の公共交通の課題等に関する意見交換のほか、新たなモビリティサービスに関することとして、氷まつり期間の実施を予定しております自動運転実証運行に関する意見交換を行うことを想定しております。

第3回分科会以降は、2か月に1回を目途に開催していく考えです。

【依頼事項】

報告事項及び協議事項に対するご意見、並びに協議事項に対する承認または不承認について、別紙回答書により12月19日（火）までにご報告くださいますよう、
お願いいたします。

令和 5 年度 自動運転実証調査事業概要（案）

【本事業での取組概要】

(1)短期運行

おびひろ氷まつり期間 （運行ルート、期間、内容等の詳細については、現在検討中）

(2)より効果的なルート検討

- ・ アンケートによるニーズ調査
- ・ 自動運転バスのルートの検討

(3)収益性確保に向けた調整

- ・ 視察ツアー：ツアーの内容検討、地元企業の巻き込み等の体制を構築
- ・ スポンサー広告：広告枠/金額等の検討、広告のデザイン/施工の事業者を選定 など



令和 5 年 10 月 11 日

物流・自動車局 技術・環境政策課

地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (自動運転事業関係) の公募結果について

自動運転は、人手不足など地域公共交通が直面する課題に対応する手段の一つとして期待されております。その実現に向けて、国土交通省では、地方公共団体が地域づくりの一環として行うバスサービス等の自動運転に係る事業に対して補助を行っております。

本年は、令和 5 年 5 月 26 日から令和 5 年 7 月 25 日まで公募を実施し、地方公共団体から申請のあった事業のうち、62 事業について事業対象として交付決定を行いましたのでお知らせいたします。国土交通省としましては、本事業等を通じて、引き続き、自動運転の社会実装に向けて取り組んでまいります。

・ 交付決定を行った地方公共団体

別紙資料に記載のある地方公共団体

(問い合わせ先)

物流・自動車局技術・環境政策課 古保・松木

代表：03-5253-8111 (内線 42255)

直通：03-5253-8592

- | | | |
|------------|-------------|-------------|
| 1 北海道帯広市 | 22 神奈川県平塚市 | 43 愛知県日進市 |
| 2 北海道岩見沢市 | 23 新潟県佐渡市 | 44 三重県桑名市 |
| 3 北海道苫小牧市 | 24 新潟県弥彦村 | 45 三重県多気町 |
| 4 北海道上士幌町 | 25 富山県富山市 | 46 京都府 |
| 5 秋田県大館市 | 26 石川県小松市 | 47 大阪府大阪市* |
| 6 秋田県上小阿仁村 | 27 石川県加賀市 | 48 大阪府大阪市* |
| 7 福島県田村市 | 28 山梨県 | 49 兵庫県三田市 |
| 8 福島県磐梯町 | 29 山梨県富士吉田市 | 50 奈良県宇陀市 |
| 9 茨城県常陸太田市 | 30 山梨県甲斐市 | 51 和歌山県和歌山市 |
| 10 茨城県つくば市 | 31 長野県塩尻市 | 52 鳥取県鳥取市 |
| 11 茨城県境町 | 32 岐阜県岐阜市 | 53 岡山県備前市 |
| 12 栃木県* | 33 岐阜県中津川市 | 54 広島県東広島市 |
| 13 栃木県* | 34 静岡県浜松市 | 55 広島県江田島市 |
| 14 栃木県那須町 | 35 静岡県沼津市 | 56 山口県美祢市 |
| 15 群馬県前橋市 | 36 静岡県三島市 | 57 香川県高松市 |
| 16 群馬県渋川市 | 37 愛知県名古屋市 | 58 愛媛県松山市 |
| 17 埼玉県深谷市 | 38 愛知県春日井市 | 59 愛媛県伊予市 |
| 18 千葉県横芝光町 | 39 愛知県豊田市 | 60 福岡県北九州市 |
| 19 東京都 | 40 愛知県安城市 | 61 福岡県大牟田市 |
| 20 東京都大田区 | 41 愛知県常滑市 | 62 沖縄県北谷町 |
| 21 神奈川県 | 42 愛知県小牧市 | |

*1 自治体から2事業の採択

帯広市地域公共交通活性化協議会 分科会設置について（案）

1 目的

帯広市地域公共交通計画に掲げる施策のうち、市内公共交通ネットワークの再編及び利便性向上に関わりの深い

- （施策 1-（1）「公共交通の運行効率化及び利便性向上」
- （施策 2-（1）「乗継利便の向上」
- （施策 2-（2）「乗継拠点となる交通結節点の検討」
- （施策 3-（2）「MaaS や自動運転など新たなモビリティサービスの検討」

の推進に向けた調査研究及び検討・実施に関する協議を行うことを目的として設置

2 名称（案）

路線網再編分科会

3 構成員（案）

- （1）帯広市（分科会会長；川角都市建築室長）
- （2）路線バス事業者（十勝バス㈱、北海道拓殖バス㈱）
- （3）帯広運輸支局
- （4）十勝総合振興局
- （5）学識経験者（北海道大学 岸教授）※1
- （6）大正交通㈱、毎日交通㈱、十勝地区ハイヤー協会、JR 北海道 ほか※2

※1：オブザーバーとして出席

※2：協議事項により必要に応じて出席

4 協議事項（案）

- （1）交通計画の施策のうち、市内公共交通網の再編及び乗継に関すること
- （2）その他、交通計画の推進にあたり協議・検討が必要なこと

5 分科会設置要綱（案）

資料4のとおり

6 今後のスケジュール（案）

（1）R5.12.22(金) 第1回分科会

1. 協議項目及び今後のスケジュール
2. 市内バス路線網の再編検討
3. 現状の交通課題の共有
4. R5.8 十勝バス減便の影響及び今後の対応について

（2）R6.1月下旬 第2回分科会

1. R5 補助対象期間(R4.10～R5.9)及び R5.10～12 月の市内路線バス利用実績について
2. 市内バス路線網の再編検討
3. 新たなモビリティサービスに関する意見交換
4. R5.8 十勝バス減便への対応／公共交通課題などの意見交換

（3）第3回分科会以降について

- 2か月に1回を目途に分科会を開催
- 協議内容は「市内路線網の再編・最適化」を主な議題として継続的に協議
- 併せて、公共交通に関する課題として構成員より挙げられた内容を協議

帯広市地域公共交通活性化協議会分科会設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、帯広市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第7条第2項の規定に基づき、帯広市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の分科会の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 分科会は、規約第2条各号に掲げる事項について、専門的な協議及び検討を行うことを目的とする。

（組織）

第3条 分科会の名称及び協議事項は、別表のとおりとする。

2 分科会は、分科会長及び分科会員をもって構成する。

3 分科会長は、帯広市都市環境部都市建築室長をもって充てる。

4 分科会員は、協議会の会長が指名する。

5 分科会長は、必要があると認めるときは、学識経験者をオブザーバーとして置くことができる。

6 分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、あらかじめ分科会長が指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第4条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会長が招集し、分科会長が議長となる。

2 会議は、分科会員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 分科会員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。この場合において、当該代理者の出席をもって当該分科会員の出席とみなす。

4 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会員以外の者に対して資料を提出させ、又は分科会への出席を依頼し、意見、説明又は助言等を求めることができる。

（協議会への報告）

第5条 分科会長は、会議の協議、検討の経過及び結果について、協議会に報告する。

（事務局）

第6条 分科会の事務局は、規約第5条第1項に規定する協議会事務局とする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営その他必要な事項は、協議会の会長

が協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 2 月 日から施行する。

別表（第 3 条第 1 項関係）

分科会名称	協議事項
路線網再編分科会	(1) 市内公共交通網の再編及び乗継に関すること (2) その他、交通計画の推進に関して必要と認められること